

## 平成28年さいたま市議会6月（5月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計37件（専決処分報告議案1件・予算議案4件・条例議案17件・一般議案6件・道路議案2件・人事議案7件）

### 〈専決処分報告議案〉

**議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）**

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成28年3月31日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・ 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
- ・ 国民健康保険税の均等割の減額について、5割及び2割の軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの。

（施行期日） 平成28年4月1日

### 〈予算議案〉

**議案第76号 平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）**

**議案第77号 平成28年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）**

**議案第78号 平成28年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）**

**議案第79号 平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）**

### 〈条例議案〉

**議案第80号 さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例及びさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

（所管課所・選挙管理委員会事務局選挙課）

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 一般運送契約以外の契約に係る選挙運動用自動車の使用に係る費用の公費負担の限度額の改正
  - ・ 選挙運動用自動車の借入契約及び燃料の供給に関する契約による当該自動車の使用に係る費用の公費負担の限度額を政令で規定する金額と同額に引き上げるもの。
- 2 選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額の改正
  - ・ 選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を政令で規定する金額と同額に引き上げるもの。
- 3 選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額の改正
  - ・ 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用の公費負担の限度額を政令で規定する金額と同額に引き上げるもの。

（施行期日） 公布の日

**議案第 8 1 号** さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・市民局市民生活部 I C T 政策課番号制度整備室)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 独自利用事務の新設

- ・ 心身障害者扶養共済制度に関する事務について、独自利用事務として規定するもの。

2 規定の整備

- (1) 主務省令の改正に伴い、国民健康保険法による保健事業に関する事務を削除するもの。
- (2) 主務省令の改正に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務を削除するもの。

(施行期日) 平成 2 8 年 7 月 1 日（2 については、公布の日）

**議案第 8 2 号** さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 他の法律による給付との調整
- ・ 傷病補償年金及び休業補償に係る障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害により障害基礎年金が支給される場合を除く。）との併給調整率を 0. 8 6 から 0. 8 8 に引き上げるもの。

(施行期日) 公布の日（適用は平成 2 8 年 4 月 1 日）

**議案第 8 3 号** さいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・選挙管理委員会事務局選挙課)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 報酬額の新設等
- ・ 共通投票所制度の新設により、共通投票所の投票管理者及び共通投票所の投票立会人の報酬の額を新たに設けるとともに、引用条項の整備を行うもの。

(施行期日) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

**議案第 8 4 号** さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 法人市民税法人税割の税率の引下げ

- (1) 法人税割の税率を、12.1%から8.4%に引き下げるもの。
- (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が1,000万円以下の法人等については、法人税割の税率を、9.7%から6.0%に引き下げるもの。

2 軽自動車税の見直し

- (1) 軽自動車に係る自動車取得税（県税）のグリーン化機能を維持・強化するため、同税を廃止し、軽自動車税（市税）に環境性能割を創設するもの。
- (2) 環境性能割の賦課徴収を、当分の間、県が行うこととするもの。
- (3) 現行の軽自動車税を種別割とするもの。
- (4) 現行の軽自動車税（種別割）に係るグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した3輪以上の軽自動車（新車に限る。）に適用するもの。

3 医療費控除の特例の導入

- ・ 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人市民税に限り、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、一定の一般用医薬品等の購入費用に係る所得控除制度を導入し、現行の医療費控除との選択制とするもの。

4 再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税等の負担軽減措置

- ・ 平成28年4月1日以後に取得される次の表の中欄に掲げる施設等に対する、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その特例割合が条例委任されたことに伴い、同表の右欄の割合と規定するもの。

根拠規定	施設等	特例割合
法附則第15条第33項第1号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備	3分の2
法附則第15条第33項第2号	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する、一定の水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備	2分の1
法附則第15条第42項	都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等	5分の4

5 その他所要の改正

(1) 減免申請書の記載事項等の見直し

- ・ 地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、市民税、特別土地保有税及び事業所税に係る減免申請書に個人番号の記載等を要しないこととするもの。

(2) 延滞金の計算期間等に関する所要の改正

(施行期日) 1及び2については平成29年4月1日、3については平成30年1月1日、4及び5(1)については公布の日、5(2)については平成29年1月1日等

**議案第85号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・建設局建築部建築総務課)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、手数料を改正し、又は新設するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改正
  - ・ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査事務について増築又は改築の場合における手数料を定めるもの。
- 2 手数料の新設
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画又は同計画の変更に係る認定の申請に対する審査事務について手数料を新設するもの。
  - (2) 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査事務について手数料を新設するもの。

(施行期日) 平成28年7月1日

#### 議案第86号 さいたま市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部指導2課)

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 就学支援対象となる義務教育諸学校
- ・ 義務教育学校が創設されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

#### 議案第87号 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局中央図書館管理課)

大宮区役所新庁舎整備に伴い移転となるさいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）について、位置及び休館日等を定めるとともに、文化施設及びその利用料金を定めるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 大宮図書館の位置の改正
  - ・ 大宮図書館の位置について、「高鼻町2丁目1番地1」を「吉敷町1丁目124番地1」に改めるもの。
- 2 大宮図書館の休館日及び利用時間
  - (1) 休館日 特別整理期間（8日以内）（文化施設及び多目的スペースを除く。）
  - (2) 利用時間 午前9時から午後9時30分まで
- 3 文化施設
  - ・ 大宮図書館に置かれていた会議室、視聴覚ホール及び展示ホールに替えて、移転後の大宮図書館に学習支援室、研究席、研修室及び展示スペースを置くもの。
- 4 利用料金
  - ・ 文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの利用料金を定め、当該利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの。

(施行期日) 平成31年5月7日

#### 議案第88号 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を始めとする11条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
  - ・ 職員の配置の基準
    - ・ 職員の配置の基準の特例に、指定地域密着型通所介護事業所を併設する場合を加えるもの。
- 2 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
  - (1) 通所介護
    - ・ 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準の削除
      - ・ 指定療養通所介護が地域密着型サービスへ移行するため、削除するもの。
  - (2) 短期入所生活介護
    - ・ 指定通所介護事業所等との併設
      - ・ 基準該当短期入所生活介護事業者が併設しなければならない施設に地域密着型通所介護事業所を加えるもの。
  - (3) 特定施設入居者生活介護
    - ・ 受託居宅サービス事業者への委託
      - ・ 受託居宅サービス事業者が提供するサービスに指定地域密着型通所介護を加えるもの。
- 3 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
  - (1) 介護予防通所介護
    - ア 従業者の員数
      - ・ 従業者の員数の算定に、指定地域密着型通所介護に係る要件を加えるもの。
    - イ 設備及び備品等
      - ・ 設備及び備品等の特例に、指定地域密着型通所介護に係る要件を加えるもの。
  - (2) 介護予防特定施設入居者生活介護
    - ・ 受託介護予防サービス事業者への委託
      - ・ 受託介護予防サービス事業者が提供するサービスに指定地域密着型通所介護を加えるもの。
- 4 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
  - (1) 地域密着型通所介護に関する基準
    - ア 人員に関する基準
      - ・ 人員について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。
    - イ 設備に関する基準
      - ・ 設備について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。
    - ウ 運営に関する基準
      - (ア) 指定地域密着型通所介護事業者が設置し、利用者等により構成される運営推進会議の開催頻度について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

省令

条例

6月に1回以上	12月に1回以上
---------	----------

(i) 指定地域密着型通所介護事業者が整備する記録の保存期間について、省令で定める基準を見直し、独自の基準を定めるもの。

省令	条例
2年間	5年間

(ii) (ア)・(イ)以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

5 さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 地域との連携等

- ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者等により構成される運営推進会議を設置し、6月に1回以上開催するものとするもの。

(2) 記録の整備等

- ・ 指定介護予防認知症対応型通所介護等についての運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録を5年間保存するものとするもの。

6 規定の整備

- ・ 介護保険法の改正に伴い、引用条項の整備をするもの。

(施行期日) 平成28年7月1日

#### 議案第89号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

基準省令である障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
  - ・ 小規模な指定通所介護が指定地域密着型通所介護に移行したことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成28年7月1日

#### 議案第90号 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

基準省令である児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
  - (1) 省令で定める基準を参酌して、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児が通う義務教育学校の前期課程を加えるもの。
  - (2) 小規模な指定通所介護が指定地域密着型通所介護に移行したことに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) (1)については公布の日、(2)については平成28年7月1日

**議案第91号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

基準省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 4階以上に設ける保育室等の設備基準の見直し
  - ・ 省令で定める基準を参酌して、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する避難階段の構造の基準において、これまで付室に設置することとしていた排煙設備等を、付室又は階段室に設置できることとしたもの。
- 2 規定の整備
  - ・ 児童厚生施設における児童の遊びを指導する者、児童養護施設における児童指導員及び児童自立支援施設における児童自立支援専門員の資格に関する基準に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第92号 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 放課後児童支援員の資格
- ・ 都道府県知事が行う研修を修了して放課後児童支援員となることができる者に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第93号 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 4階以上に設ける保育室等の設備基準の見直し
- ・ 省令で定める基準を参酌して、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する避難階段の構造の基準において、これまで付室に設置することとしていた排煙設備等を、付室又は階段室に設置できることとしたもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第94号 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 義務教育学校が創設されたことに伴い、乳幼児・児童の定義規定を改めるもの。

(施行期日) 公布の日

#### 議案第95号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 減免申請書の記載事項の見直し
- ・ 国民健康保険税に係る減免申請書に個人番号の記載を要しないこととするもの。

(施行期日) 公布の日

#### 議案第96号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 他の法律による給付との調整
- ・ 傷病補償年金及び休業補償に係る障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害により障害基礎年金が支給される場合を除く。）との併給調整率を引き上げるもの。

損害補償の種類		現行	改定後
傷病補償年金（特殊公務災害の場合を除く。）		0.86	0.88
傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。）	第1級の傷病等級	0.90	0.91
	第2級の傷病等級	0.90	0.92
	第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92
休業補償		0.86	0.88

(施行期日) 公布の日（適用は平成28年4月1日）

#### 《一般議案》

#### 議案第97号 東北本線土呂・東大宮間神明こ線橋耐震補強工事委託契約について

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

(内容)

- 1 契約の目的  
東北本線土呂・東大宮間神明こ線橋耐震補強工事
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額



5億2,345万2,000円

4 契約の相手方

東日本旅客鉄道株式会社

**議案第98号 特定事業契約について**

(所管課所・市民局区政推進部大宮区役所新庁舎建設準備室)

大宮区役所新庁舎整備事業について、特定事業契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の目的

大宮区役所新庁舎の整備、維持管理及び運營業務

2 契約の方法

総合評価一般競争入札

3 契約金額

197億6,504万2,114円

上記金額に、事業契約約款の定める方法により算定した物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに金利変更による増減額を加算した額

4 契約の相手方

大宮クロスポイント株式会社

**議案第99号 指定管理者の指定について（さいたま市立大宮図書館）**

(所管課所・教育委員会事務局中央図書館管理課)

大宮区役所新庁舎整備に伴い移転となるさいたま市立大宮図書館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内大宮区吉敷町1丁目124番地1

(2) 名称 さいたま市立大宮図書館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区桜木町1丁目10番地16

(2) 名称 大宮クロスポイント株式会社

(3) 代表者 代表取締役 谷 信明

3 指定する期間

平成31年5月7日から平成51年3月31日まで

**議案第100号 町の区域を新たに画し及び変更することについて**

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の工事の完了に伴い、西区大字指扇、西区大字清河寺、西区大字高木及び西区大字中釘の各一部の区域に新たに「西大宮1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目」を付すとともに、整備された道路境界に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

### 議案第101号 町の区域を新たに画することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の工事の完了に伴い、緑区大字大崎、緑区大字上野田、緑区大字玄蕃新田、緑区大字下野田、緑区大字大門、緑区大字高畑、緑区大字寺山、緑区大字中野田及び緑区大字南部領辻の各一部の区域に新たに「美園1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目」を付すため、議決を求めるもの。

### 議案第102号 町の区域を新たに画することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の工事の完了に伴い、岩槻区大字尾ヶ崎、岩槻区大字尾ヶ崎新田、岩槻区大字釣上及び岩槻区大字釣上新田の各一部の区域に新たに「美園東1丁目、2丁目及び3丁目」を付すため、議決を求めるもの。

### 《道路議案》

#### 議案第103号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2路線	
開発	9路線	計11路線

#### 議案第104号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	2路線	
開発	2路線	計4路線

### 《人事議案》

#### 議案第105号 教育委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

#### 議案第106号～議案第111号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。